

た。この決議は核実験の廃絶を、軍事占領の終結および軍事基地の廃絶と並ぶ「アフリカの独立および統一の基礎的要素」と位置づけている。これらの決議を受けて一九六四年七月の第一回OAU首脳会議は「アフリカの非核化に関する宣言」(Declaration on the Denuclearization of Africa)と呼ばれる決議 (AHG/Res.11D) を採択し、核兵器の製造や制御手段の取得を行わないための国際条約を、国連の賛助のもとに制定する意思を宣言したのである。同宣言は同年一〇月の第二回非同盟運動首脳会議に続き、一九六五年一二月の第二〇回国連総会決議二〇三三号によって支持された。後者はすべての国に対し同宣言の尊重とともに、アフリカ大陸に対する核兵器の使用しないし使用の威嚇、核兵器の実験・製造・展開・取得を自制するよう求めた。また核兵器保有国に対し、核兵器やその製造・使用につながる科学的データ・技術の移転を行わないよう求めた。

フランスのサハラ砂漠における核実験は一九六六年に中止されたが、その後一九七〇年代から本格化した、南アフリカのアパルトヘイト体制による核兵器開発によって、アフリカ非核兵器地帯実現に向けた動きは停滞を余儀なくされた。国連総会が一九七六年以来毎年のようにアフリカ非核兵器地帯を支持する決議を採択し続けたにもかかわらず、条約化の動きは進展しなかった。

転機が訪れたのは一九九一年である。ア

パルトヘイト終焉に向かう南アが七月に核不拡散条約(NPT)に加入、九月には国際原子力機関(IAEA)とのセーフガード協定も発効し、開発済みだった核兵器を放棄した。これに並行してアフリカ非核兵器地帯条約制定の動きが急速に具体化する。条約草案の起草のために国連とOAUが合同で設立した専門家委員会が同年五月に最初の会議を開催、続いてOAUも同年六月および一九九二年六月の閣僚理事会決議(CM/Res.1342(IV), CM/Res.1355(VI) Rev.1)に基づき、二カ国から成る政府間専門家グループを設立した。両専門家グループは協議を重ねたうえで、一九九五年五月に南アの首都プレトリア郊外のペリンドバ(アパルトヘイト時代の核開発の拠点)で開催された合同会議において条約の最終草案をとりまとめた。草案は同年六月の第三一回OAU首脳会議において採択され、一九九六年四月一日にカイロで調印式が挙行されたのである。

しかし、その後の批准の歩みは遅々たるもので、発効まで実に一三年以上の歳月を費やした。ほかの四非核兵器地帯条約が調印から二〜三年以内に発効したのに比べると、国家数の多さを考慮しても、批准プロセスの遅滞は歴然としている。すでにほかの四地帯ではすべての域内国が条約批准を終わっているのに対し、アフリカ非核兵器地帯はいまだに半数近い二五カ国の条約批准が待たれる、不完全な状態である。

●ペリンドバ条約の概要

ペリンドバ条約は本文と、第二二条により条約の不可分の一部と規定される四つの附属書(annex)から構成され、有効期間は無期限と定められている(第一七条)。

第一条(a)、第二条および附属書I「アフリカ非核兵器地帯の地図」により、アフリカ非核兵器地帯には、アフリカ五十四カ国(西サハラを含む)とその属島のほか、大西洋のカナリア諸島(スペイン自治州)、インド洋のレユニオン島とその属島トロメラン島、バサス・ダ・インディア島、ユーロツパ島、フアン・デ・ノヴァ島(フランス海外県)、マヨット島(国際的にはコモロ領と認められるが、フランスが実効支配)、チャゴス諸島・デイエゴガルシア島(イギリス統治下にあるが、モリシヤスが領有権を主張)が含まれる。なお、一九九四年段階の草案では大西洋のポルトガル自治州マデイラ諸島もアフリカ非核兵器地帯に含まれ、ポルトガルを第三議定書(後述)の当事国とすることが想定されていたが、同諸島が過去のいかなるOAU決議においても言及されることがないことから、ポルトガルの反対と相俟って最終的に除外された(参考文献②一四八―一四九、一五四、二四五ページ)。

同条約ではOAUや国連の一連の関連決議を念頭に置き、当事国に対し域内における以下の行為を禁止している。①核爆発装

置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有、その支援・奨励、支援の追求・受容（第三条）、②核爆発装置の配備（ただし核を搭載した外国船舶・航空機の寄港や通過の許可については各国の主権的判断に委任。第四条）、③核爆発装置の実験、その支援・奨励（第五条）、④放射性廃棄物の投棄、その支援・奨励（第七条）。また、過去に核兵器を開発した南アが当事国に含まれる同条約の、他の非核兵器地帯条約にないユニークな規定として、核爆発装置の製造能力の申告、既存の核爆発装置の撤去・破壊、核爆発装置製造施設の破壊もしくは平和的利用への転換、これに対するIAEAおよびアフリカ核エネルギー委員会による検証の許可を義務づけている（第六条）。

一方で同条約では、持続的な社会・経済開発のための平和的目的による核エネルギー・科学・技術の差別なき研究・生産・利用を全当事国の譲ることのできない権利として認め、そのための地域的協力を促進すると定めている（前文、第八条）。厳格な不拡散措置の下での核エネルギーの平和的利用を保障するために、条約の発効または批准文書寄託の日から一八ヶ月以内にIAEAとの包括的セーフガード協定を締結・発効させ検証を受け入れるよう当事国に義務づけている（第九条および附属書II）。また「核物質の物理的防護に関する協約」やIAEAの勧告・指針などに示された、最高水準かつ効果的な核物質・施設・

設備の防護措置を講ずるよう求め（第一〇条）、域内の核施設に対する武力攻撃の実施・支援・奨励を禁じている（第一一条）。

同条約の遵守を保障するべくアフリカ核エネルギー委員会（African Commission on Nuclear Energy）が設置され、以下の責任を負う。①当事国が提出する年次報告書等（第一二条）の審査、②当事国会議の召集、③IAEAによるセーフガード適用の検証、④条約義務違反に対する不平申立の処理手続き実施（詳細は附属書IVに規定）、⑤核科学・技術の平和的利用における協力のための地域・下位地域プログラムの奨励、域外諸国との国際協力の促進（第一二条）。委員会は平等な地理的配分と、進んだ核計画を有する国を含むことを考慮して選出された二カ国から構成され、任期は三年である。当事国の要請および互選された委員長との協議に基づきOAU事務総長（現AU委員長）が執行書記を任命する（附属書III）。全当事国会議は委員会の予算等を採択するため少なくとも二年ごとに開催され、当事国の単純多数が同意すれば委員会により臨時に召集される（第一四条）。

同条約には三つの議定書（protocol）が付属している。第一議定書は域内当事国、および第三議定書の当事国が施政権を有する域内の領域に対する核爆発装置の使用ないし使用の威嚇を、第二議定書は域内における核実験やその支援・奨励を、それぞれ行わないことを核兵器保有五大国（米国、

英国、フランス、ロシア、中国）に約束させるものである。英仏中は両議定書とも批准済みだが、米露はいずれも調印のみで批准に至っていない。第三議定書はフランスとスペインに対し、域内に有する海外領土への条約の適用を約束させるものである。フランスは批准済みだが、スペインは調印すら拒んでいる。

●今後の課題

ペリンダバ条約はその前文においてアフリカ非核兵器地帯を、「核」不拡散体制の強化に向けた重要なステップ」と位置づけ、「核不拡散条約（NPT）の重要性とその全条項の履行の必要性を確認」している。すでに存在する四非核兵器地帯に加えてアフリカ非核兵器地帯が正式に発足したことは、二〇一〇年に予定されるNPT再検討会議にとって弾みとなることは間違いない。また、ギニア湾やソマリア沖合で繰り返しされる、先進諸国による放射性廃棄物の不法投棄に対する抑制効果も期待される。

しかし、ペリンダバ条約が真の実効性を獲得するために乗り越えるべき課題は多い。第一に、条約および議定書をいまだに批准していない国々による早期批准である。包括的核実験禁止条約（CTBT）発効要件国のエジプトおよびコンゴ民主共和国、ウラン輸出国であるナミビアおよびニジェールを含む半数近い国がいまだに批准していない状況では、条約の効力は半減する（た

たかばやし としゆき

1967年生まれ。青山学院大学大学院文学研究科博士後期課程(史学専攻)単位取得満期退学。社団法人アフリカ協会職員、四国学院大学教員を歴任。現在、西サハラ問題研究室主宰、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員。アフリカ国際関係史、西サハラ問題を専攻。

だし、この四方国を含む未批准一カ国と IAEA との包括的セーフガード協定は締結・発効済み)。また、二大核兵器大国である米露による第一・第二議定書の未批准、スペインによる第三議定書の未調印・カナリア諸島での北大西洋条約機構による核配備・貯蔵の可能性が維持される一は、アフリカ非核兵器地帯に対する国際的保障を脆弱なものにとどめることになる。

第二に、西サハラ問題の解決である。一九七五年一月のモロッコによる侵攻以来三四年以上にわたり同国に占領されている旧スペイン植民地西サハラでは、解放運動組織ポリサリオ戦線の主導によりアルジェリア領内の難民キャンプを拠点として樹立された亡命政府サハラ・アラブ民主共和国(RASD)と、モロッコとの間で帰属をめぐる紛争が続いている。一九八四年にOAUはRASDの正式加盟を認め、モロッコはこれに抗議して脱退した。現在もアフリカ唯一のAU非加盟国であるモロッコは一九九六年四月にペリンダバ条約に調印した四五カ国のひとつであるが、その後AU加盟国RASDが二〇〇六年六月に調印(未批准)したことから、事実上離脱した状態にある。アフリカ非核兵器地帯を完全なものとするためにはモロッコと西サハラがともに加入することが不可欠であり、そのためにも国連安全保障理事会で議決されている国連監視下での住民投票を通じた、西サハラ問題の早期かつ公正な解決が焦眉

の課題である。

第三に、チャゴス諸島・デイエゴガルシア島の帰属問題である。同島を実効支配する英国が第三議定書の当事国に含まれていないため、同島は事実上ペリンダバ条約の適用対象外に置かれている。同島に対するモーリシャスの領有権主張をOAU/AUが支持し、英国の主権を認めていないこと起因する事態である。他方、英国はデイエゴガルシア島の貸与を受け軍事基地を運営している米国に支持されて一草案起草段階から今日に至るまで、同島をアフリカ非核兵器地帯の一部として認めない姿勢を貫いている(妥協策として、附属書Iの地図上に同島について、「主権の問題に対する予断なしに表記」という注記が挿入された)。しかし米英軍の対中東軍事基地として利用され、域内で最も核配備の危険性が高い同島が枠外に置かれている現状は、条約の実効性に対する脅威である。ロシアが同島の地位の曖昧さを、第一・第二議定書の批准見送りの口実としていることも看過できない。同島をめぐる旧島民による返還要求訴訟も行われており、モーリシャスによる主権回復と旧島民の帰島に向けた国際的な支援が求められる。

第四に、核保有を確実視され、NPTやCTBTへの加入も拒否しているイスラエルとの関係である。そのアフリカとの地理的近接、南ア・アパルトヘイト体制との核開発協力を非難された過去(たとえば

一九七九年七月のOAU閣僚理事会決議CM/Res.718(XXXIII) Rev.1)、アフリカが原則的にパレスチナの自決権を支持してきた歴史に鑑みれば、イスラエルの核はアフリカ非核兵器地帯に対する直接の脅威であり、エジプトのペリンダバ条約未批准の主たる要因でもある。条約前文ではとくに中東における非核兵器地帯の樹立を、アフリカ非核兵器地帯当事国の安全を増進するものと位置づけており、イスラエルに核放棄と中東和平への積極姿勢を促す国際的圧力が、ペリンダバ条約体制の安定のためにも必要である。

【参考文献】

- ①Stott, N., Du Rand, A., & Du Preez, J.(2008), *A Brief Guide to the Pelindaba Treaty-Towards Entry-into-Force of the African Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty*, Institute for Security Studies, Tshwane (Pretoria), South Africa.
- ②Adeniji, O. (2002), *The Treaty of Pelindaba on the African Nuclear-Weapon-Free Zone*, United Nations Institute for Disarmament Research, Geneva, Switzerland.

(*) このほか、南極条約(一九五九年調印、一九六一年発効)により南極大陸が非核地帯とされている。またモンゴルが一九九二年に一国非核兵器の地位を宣言している。